

徳島県権利擁護推進員養成研修事業実施要綱

1 目的

本事業は、介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。）の従事者、管理者等を対象に、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、身体拘束廃止の推進等、利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護の取組を推進し、指導する人材（以下「権利擁護推進員」という。）を養成することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、徳島県（以下「県」という。）とする。

3 事業の実施

県は、適正な事業運営が確保できると認められる者に事業の一部を委託することができるものとする。

この場合において、県は、本事業を受託する者に対し、事業が適正かつ効果的に行われるよう、適正な指導、助言を行うものとする。

4 事業の内容

(1) 研修対象者

介護保険施設、事業所等に従事する介護職員等であって、県が適当と認めた者。

(2) 研修内容

権利擁護推進員として必要な専門的知識や実践技術を修得するための実践的研修を実施する。

(3) 修了証書

ア 県は、本研修の修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 県は、本研修の修了者について、氏名、修了年月日、修了証書番号等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

5 受講の手続き等

受講の手続き等については、県が別途定めるものとする。

6 研修実施上の留意事項

研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等に掛かる実費相当分について負担するものとする。

7 その他

本要綱に定めのない事項については、別に県が定めるものとする。

(別表) 研修課程

項目	目的	内容	具体的な研修内容(例)	時間数
講義	高齢者の権利擁護について、自施設において指導・研修を実施することを念頭に、最新の考え方を知り、課題解決の考え方を修得する。	虐待とは(高齢者虐待防止法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待防止法の施行の経緯と背景, 目的 ・ 虐待の種類 ・ 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲 ・ 高齢者虐待を受けた利用者の特徴と高齢者虐待を行った職員の特徴 ・ 高齢者虐待の相談・通報者の特徴 ・ 高齢者虐待の発生要因 ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因 	4時間以上
		養介護施設・養介護事業所における高齢者虐待防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養介護施設・養介護事業者の責務 ・ 高齢者虐待防止への対策の基本的な考え方 ・ 運営基準改正における虐待防止規定の趣旨, 内容 ・ 高齢者虐待の対策 ・ ストレスケア 	
		早期発見と通報義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期発見と通報の義務 ・ 市町村・都道府県等の対応 	
		身体拘束	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体拘束禁止規定 ・ 身体拘束に該当する具体的な行為の例 ・ 身体拘束による弊害 ・ 身体拘束をせずに行うケア三つの原則 ・ 緊急やむを得ない場合に該当する3要件 ・ 緊急やむを得ず身体拘束を実施する際の求められる手続き ・ 身体拘束の適正化にかかる事業者の責務 	
演習	高齢者の権利擁護の推進に向けた視点と問題解決能力を修得する。	事例演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例についての個人ワーク 	事前課題
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例をもとに、高齢者・職員の気持ちや、背景・要因を分析し、「個人」・「チーム」・「組織」それぞれの対応方法を検討する。 ・ 自身が講師となり、自施設で演習を行うことを想定し、指導のポイント・方法を考える。 ・ 発表 	1.5時間以上

(参考:「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」
厚生労働省令和2年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業)

※ 全日程について、同時双方向の意思疎通等ができる方法におけるオンラインによる講義・演習とすることができる。